

議案第21号

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地域経済の活性化及び雇用の確保を図るために中小企業に対する資金融資制度の対象に創業者及び新規中小企業者を含めるほか、関連する条文の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者」の次に「等」を加える。

第2条第1号中「「法」」を「「信用保険法」」に、「法人及び個人」を「者」に改め、同条第2号中「法」を「信用保険法」に、「もの」を「小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「店舗」を「市内に設置する店舗」に、「、増改築及び」を「及び増改築並びに」に改め、「要する」の次に「事業上の」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号中「要する」の次に「事業上の」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条第3項第1号及び第2号に規定する創業者のうち、市内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が1年を経過していない会社をいう。

第2条に次の3号を加える。

(7) 一般事業資金 中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

(8) 特別小口資金 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める特別小口保証制度の利用要件に該当する小規模企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

(9) 創業支援資金 創業者又は新規中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

第3条第1項の表以外の部分中「種類」の次に「、使途」を加え、同項の表を次のように改める。

種類	使途	限度額	期間
一般事業資金	運転資金	1,000万円	5年
	設備資金	2,000万円	10年

特別小口資金	運転資金	500万円	5年
	設備資金	500万円	7年
創業支援資金	運転資金	500万円	5年
	設備資金	1,000万円	7年

第3条第2項を次のように改める。

- 2 1つの資金の種類につき用途を併用して融資を受ける場合の融資額は、一般事業資金にあつては2,000万円、特別小口資金にあつては500万円、創業支援資金にあつては1,000万円を限度とする。

第3条に次の1項を加える。

- 3 複数の資金の種類を併用して融資を受ける場合の融資額は、3,000万円を限度とする。

第4条を次のように改める。

(融資の要件)

第4条 一般事業資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 市内で1年以上同一事業を営んでいること。
- (3) 保証協会の保証を受けることができること。
- (4) 担保（保証人の保証を除く。以下同じ。）のあること。
- (5) 連帯保証人のあること。

2 特別小口資金の融資を受けようとする者は、前項第1号から第3号までに掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

3 創業支援資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 第1項第1号及び第3号に掲げる要件をいずれも満たしていること。
- (2) 創業者にあつては、融資を受けようとする金額と同額以上の自己資金を有すること。

4 第1項の規定にかかわらず、保証協会の審査において、担保又は連帯保証人が不要と判断された者にあつては、それぞれ第1項第4号又は第5号に掲げる要件を満たすことを要しない。

第7条第2号中「市町村民税」を「市税」に改める。

第11条中「中小企業者」の次に「等」を加え、「代って」を「代わって」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の富津市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る資金の融資について適用し、同日前の申請に係る資金の融資については、なお従前の例による。